

日本農業教育学会会則
(2017年10月8日改正)

総 則

第1条 本会は日本農業教育学会と称する。

第2条 本会は農業教育についての学術的成果を高めるとともに、農業教育の具体的興隆を図り、また同学の士の親睦を厚くするを以って目的とする。

第3条 本会の事務局は事務局長の在籍する機関に置く。

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 農業教育に関する研究発表及び協議
2. 講演会その他の会合の開催
3. 学会誌の発行（年2回以上）
4. 学会賞の授与、ただし学会賞に関する規定は別にある。
5. その他農業教育進展のための必要な事項

会 員

第5条 本会の会員は正会員、学生会員及び賛助会員の3種とする。

正会員は本会の主旨に賛同して入会した個人、団体又は機関とする。

学生会員は本会の主旨に賛同して入会した個人で、身分が学生であり、かつ本会正会員の指導を受けるかまたは推薦された者とする。

賛助会員は本会の事業を賛助するため入会した団体、機関又は個人とする。

第6条 会員は毎年次の会費を前納するものとする。

正会員 4,000 円 学生会員 1,500 円 賛助会員 1口 10,000 円 顧問免除
既納の会費は返附しない。

第7条 新たに入会しようとする場合は、事務局（会長）に所定の事項（住所、氏名、勤務先とその所在地等）を記入し会費を添えて申込むものとする。

会員が退会しようとする場合は、当該年次の期末までに、会長にその旨届出るものとする。

第8条 会員は、第4条に定める本会の諸活動に参加できる。ただし、本会役員の選挙権・被選挙権は正会員に限られる。講演発表の筆頭者及び発表者、会誌の筆頭著者は正会員または学生会員に限る。ただし、海外からの招待者等、会長が認めた者は、会員でなくても講演発表することができる。

第9条 会員が会則に違反したとき、本会の趣旨に反する行為をしたとき及び年会費を過去3年以上にわたって滞納したときには、評議員会の議決により除名することができる。

役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 筆頭副会長 1名 副会長 2名 事務局長 1名
幹 事 若干名 監 査 2名 顧 問 若干名

評議員 定数は別に定める役員選出規定により定める。

第 11 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は会務を総理し本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長により委嘱された筆頭副会長は会長事故ある時はこれに代る。
3. 評議員は評議員会において会務を審議する。
4. 事務局長は会長の旨をうけ会務全般を所掌する。
5. 幹事は庶務、会計、編集その他の会務を分掌する。
6. 監査は本会の会務を監査する。
7. 顧問は本会の計画運営について助言及び協力をする。
8. 役員は原則として、他の役員を兼務できない。ただし、副会長、事務局長は幹事を兼務することができる。

第 12 条 会長、筆頭副会長、副会長、事務局長、評議員、監査及び幹事は別に定める規定によって正会員中より選出する。

第 13 条 顧問は総会においてこれを推挙する。

第 14 条 役員の仕事は、4 月 1 日より 2 年とする。ただし再選を妨げないが、会長は通算 2 期までとする。

第 15 条 学会誌の刊行に関して編集委員若干名を置く。編集委員は会長が副会長 3 名に諮って選定し、会長これを委嘱する。任期は役員同様、4 月 1 日より 2 年とし、再任を妨げない。投稿規定は別に定める。

会 議

第 16 条 会議は総会及び評議員会の 2 種とする。

第 17 条 総会は毎年 1 回これを開く。

事業及び会計の報告は総会においてこれを行う。

第 18 条 評議員会は会長、副会長及び評議員をもって成立し、毎年 1 回これを開く。なお必要に応じこれを招集する。

第 19 条 総会及び評議員会の決議は、正会員の出席者による多数決とし、総会に提出すべき議案は予め評議員会の同意を得ることを要する。

会 務

第 20 条 本会の会務の年次は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 21 条 本会の経費は会費その他の収入をもって当てる。

第 22 条 本会の予算は評議員会の議を経て総会で決定する。

支 部

第 23 条 本会に支部を設置することができる。

第 24 条 支部の設置及び改廃は評議員会の議を経て会長これを定める。

第 25 条 各支部に支部長 1 名をおく。

支部長はその支部の推薦に基づき会長が委嘱する。

第 26 条 支部規則は支部において作成し、本会の承認を経るものとする。

補 則

第 27 条 本会の規則を改正するには評議員会の同意を得て総会の議決を要する。ただし、会費の変更が決定された場合、第 6 条中の金額に関して会則改正手続を経ずに変更する。

付 則

1964 年 6 月 26 日制定，1966 年 4 月 6 日改正，1985 年 3 月 31 日改正，1986 年 4 月 6 日改正，
1990 年 4 月 6 日改正，1991 年 8 月 27 日改正，1996 年 8 月 4 日改正，2002 年 8 月 20 日改正，
2009 年 8 月 30 日改正，2013 年 9 月 1 日改正，2015 年 8 月 30 日改正，2016 年 8 月 21 日改正，
2017 年 10 月 8 日改正